

高橋字大ブケ	高橋字大ブケ七〇一の一部、七〇二の一部 高橋字大ブケのうち七〇一の一部、七〇二の一部以外の区域 高橋字西丸山六七一のの一の一部、六七二から六七六まで、六七七の二、六七八の一部及びこれらと一体をなす国所有地 高橋字東丸山七〇六から七〇八までの一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに七〇五と一体をなす国所有地
高橋字西丸山	高橋字西丸山のうち六七一のの一の一部、六七二から六七六まで、六七七の二、六七八及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
高橋字和田	高橋字和田の全域 高橋字腰廻り七〇の三、七一の四、七二の三、七二の七、七三の三、七三の八及びこれらと一体をなす国所有地
高橋字腰廻り	高橋字腰廻りのうち七〇の三、七一の四、七二の三、七二の七、七三の三、七三の八及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 高橋字河端一一三の一部、一一四の一部、一一五のの一部及びこれらと一体をなす国所有地 高橋字大神祇一七八の一部、一七九の一部、一八〇から一八四まで、一八五のの一部及びこれらと一体をなす国所有地
高橋字河端	高橋字河端のうち一一三、一一四、一一五の二、一一八、一一九のの一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
高橋字大神祇	高橋字大神祇のうち一七八の一部、一七九の一部、一八〇から一八四まで、一八五のの一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
高橋字向山	す国所有地以外の区域 高橋字河端一一三の一部、一一四の一部、一一五のの一部、一一八、一一九のの一部及びこれらと一体をなす国所有地 高橋字杉ノ木二四五の二と一体をなす国所有地の一部
高橋字西向田	高橋字西向田の全域 高橋字向山六四一のの一の一部、六四一の三
高橋字杉ノ木	高橋字杉ノ木のうち二二三の二、二二三の三の二の一部、二三四、二三五及びこれらと一体をなす国所有地並びに二四五の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域
高橋字上杉ノ木	高橋字上杉ノ木の全域 高橋字杉ノ木二二三の二、二二三の三の二の一部、二三四、二三五及びこれらと一体をなす国所有地
高橋字向田	高橋字向田のうち三五四、三五五、三五六の一部、三五七の二の一部、三五八、三五九及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
高橋字上向田	高橋字上向田の全域 高橋字向田三五四、三五五、三五六の一部、三五七の一部、三五八、三五九及びこれらと一体をなす国所有地
高橋字明光寺	高橋字明光寺の全域 高橋字宮ノ平六二五の一部、六二〇の一部
高橋字袋尻	高橋字袋尻の全域

高橋字奥田	高橋字奥田のうち五一七、五一八の二の一部、五二四の一部、五二五の一部、五三二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 高橋字上奥田五三七の一部、五三八の一部及びこれらと一体をなす国有地	高橋字奥田五二四の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地
高橋字上奥田	高橋字上奥田のうち五三七の一部、五三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 高橋字奥田五一七、五一八の二の一部、五三二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地	
高橋字宮ノ平ル	高橋字宮ノ平ルのうち六一五の一部、六二〇の一部以外の区域	
退休寺字樋谷下モ平ル	退休寺字樋谷下モ平ルのうち四〇四、四〇五の一部、四〇五の一、四〇五の二の一部、四六五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
退休寺字樋谷	退休寺字樋谷の全域 退休寺字樋谷下モ平ル四〇四、四〇五の一部、四〇五の一、四〇五の二の一部、四六五及びこれらと一体をなす国有地	

鳥取県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鈴木齒科医院	米子市加茂町一丁目二二	昭和六十年五月十七日
下村齒科医院	日野郡溝口町溝口字町裏一七五	"

鳥取県告示第六百五十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木齒科医院	米子市加茂町一丁目二二	昭和五十八年四月三日
下村齒科医院	日野郡溝口町溝口六九五一一	昭和六十年四月十一日

鳥取県告示第六百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
田村医院	鳥取市掛出町一一	昭和六十年五月十五日
宝意内科医院	米子市万能町一六	"
米川外科医院	米子市両三柳字大沢八八〇一	"
灘尾齒科医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一三五四	昭和六十年五月二十九日
ナガセ齒科医院	米子市三旗町一〇	昭和六十年五月二十一日
はた薬局	岩美郡国府町新通り二丁目二五三	昭和六十年五月十五日
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	昭和六十年五月二十六日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一	昭和六十年五月二十一日

荻原齒科医院

鳥取市元町二七

昭和六十年五月十五日

鳥取県告示第六百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
進藤 康文	鳥業第五七四号	昭和六十年五月十四日
池田 真也	鳥医第三、二四一号	昭和六十年五月十三日

鳥取県告示第六百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
名 徳 典 子	鳥葉第五七五号	昭和六十年五月十五日

鳥取県告示第六百五十四号

昭和六十年四月鳥取県告示第五百二十六号（豚等の移入の禁止については、廃止する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十五号

江府町が行う土地改良事業に係る俣野（西ケ市）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年六月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町から同町が行う土地改良事業に係る高橋地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
發起人の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字大羽尾二二〇 中 垣 繁 市 岩美郡岩美町大字大羽尾二二一 岡 島 百合枝	加入区 東加入区 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称 東漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 東漁業協同組合
岩美郡岩美町大字浦富二五二八 竹 中 秀 雄 岩美郡岩美町大字浦富二四六八―三 成 瀬 定 美	加入区 浦富加入区 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称 浦富漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 浦富漁業協同組合

岩美郡岩美町大字田後三三一―一 山 内 虎 吉 岩美郡岩美町大字田後四五三 大久保 常 蔵	田後加入区 田後漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 田後漁業協同組合
岩美郡岩美町大字岩本三七八―三二 河 本 武 春 岩美郡岩美町大字網代二八一―一七 浜 田 栄 昌	網代加入区 網代港漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 網代港漁業協同組合
岩美郡福部村大字岩戸一四 西 田 富 一 岩美郡福部村大字岩戸二二六 小 泉 徳 松	福部加入区 福部村漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 福部村漁業協同組合
鳥取市賀露町一七五 七―八一六 薦 尾 良 吉 鳥取市賀露町一七五 七 網 師 久 光	賀露加入区 賀露漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 賀露漁業協同組合
気高郡気高町大字酒津四四二 西 垣 重 雄 気高郡気高町大字酒津四四八 谷 本 義 春	酒津加入区 酒津漁業協同組合 昭和六十年六月七日から同月二十一日まで 酒津漁業協同組合

東伯郡赤碕町大字赤碕一五〇 三浦 一三 東伯郡赤碕町大字赤碕一二三四 林原 勳	東伯郡泊村大字泊一五七〇 浜田 勝則 東伯郡泊村大字泊九四一 天野 健治	氣高郡青谷町大字長和瀬六六八 村中 千代藏	氣高郡青谷町大字長和瀬五一 宮脇 眞春	氣高郡青谷町大字青谷二〇一〇 長田 明	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 岡田 一 氣高郡氣高町大字八束水二七〇六一四一 谷口 征治
赤碕加入区	泊加入区	青谷加入区	夏泊加入区	浜村加入区	
赤碕町漁業協同組合	泊村漁業協同組合	青谷町漁業協同組合	夏泊漁業協同組合	浜村漁業協同組合	
昭和六十年六月七日から同月二十一日まで	昭和六十年六月七日から同月二十一日まで	昭和六十年六月七日から同月二十一日まで	昭和六十年六月七日から同月二十一日まで	昭和六十年六月七日から同月二十一日まで	
赤碕町漁業協同組合	泊村漁業協同組合	青谷町漁業協同組合	夏泊漁業協同組合	浜村漁業協同組合	

西伯郡淀江町大字淀江八八〇一 松本 俊二 西伯郡淀江町大字淀江七三〇一 絹川 武志	淀江加入区	淀江漁業協同組合	昭和六十年六月七日から同月二十一日まで	淀江漁業協同組合
--	-------	----------	---------------------	----------

鳥取県告示第六百五十八号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図書は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和六十年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

立川三丁目地区 災害 危険区域

2 区域

鳥取市立川町四丁目二二五番地の一部並びに立川町三丁目一〇一番地の一部、一〇二番地から一〇四番地まで、一〇四番地二、一〇五番地、一〇六番地、一〇六番地一から一〇六番地三まで、一〇七番地、一〇八番地及び一一七番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

湖山南一丁目第二地区 災害 危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目三五一番地の一部、三五二番地一の一部、三五三番地、四一九番地の一部、四二九番地から四三三番地まで、四三四番地の一部、四三五番地の一部、四三七番地の一部、四三八番地の一部、五二七番地の一部、五一八番地、五二八番地一、五二八番地二、五二九番地、五三〇番地から五三二番地までの一部、五四〇番地の一部及び五四一番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

三1 名称

猪子地区 災害 危険区域

2 区域

鳥取市猪子字長坂五二八番地一の一部、五三〇番地の一部及び五三一番地の一部、字上土居二二六番地の一部、二二六番地次一、二二六番地二、二二六番地三、二二六番地四の一部、二二七番地一、二二七番地二、二二六番地、二二七番地一、二二七番地次一の一部、二二七番地二、二二八番地、二二八番地一の一部、二二九番地一から二二九番地五まで、二四〇番地、二四〇番地一の一部、二四〇番地二、二四〇番地次二及び二四〇番地五の一部、字榎谷七〇一番地一の一部及び七〇一番地二、字目ヶ谷一九九番地の一部、一九九番地次一、一九九番地二及び二〇二番地次一の一部、字惣属一五〇番地の一部、一五〇番地三の一部、一五〇番地四及び一五〇番地五の一部並びに字下土居一七五番地一、一七五番地三及び一七六番地一並びにこれらと一体をなす国有地

四1 名称

宮下地区 災害 危険区域

2 区域

岩美郡国府町大字宮下字銭ヶ谷五三番地一の一部、五七番地、五八番地、五九番地五から五九番地八まで、五九番地一三から五九番地一五までの一部、五九番地一七、五九番地一八、六三番地三から六三番地六まで、六三番地一二から六三番地一四まで、六四番地一、六四番地二及び六五九番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五1 名称

町屋地区 災害 危険区域

2 区域

岩美郡国府町大字町屋字向土居三一二番地、三一二番地五、三一二番地六、五四一番地一の一部、五四一番地二、五四二番地一から五四二番地七まで及び五四二番地一並びに字口鷲山三一一番地、三一一番地一、五四三番地及び五四五番地の一部

六1 名称

新庄地区 災害 危険区域

2 区域

八頭郡船岡町大字船岡字新庄谷一四三三番地、一四三四番地一の一部、一四三四番地二、一四三四番地三の一部及び一四三四番地四、字藪ノ下八七九番地の一部、八八〇番地の一部、八八〇番地一、八八〇番地二、八八一番地から八八三番地まで、八八四番地一の一部、八八四番地二から八八四番地四まで、八八四番地八の一部、八八四番地九、八八八番地一から八八八番地三まで、八八九番地から八九一番地まで及び八九三番地、字塚ノ下九一二番地の一部、九一三番地、九一四番地、九一五番地一、九一六番地の一部、九一七番地、九一七番地一及

七1 名称
び九一八番地の一部並びに字間谷一四二九番地一の一部、一四二九番地二、一四三一番地の一部及び一四三二番地並びにこれらと一体をなす国有地

2 区域
正法寺地区 災害 危険区域

八1 名称
八頭郡河原町大字曳田字谷田堤下タ六八〇番地一、六八〇番地二の一部、六八〇番地三から六八〇番地五まで及び六八〇番地一五から六八〇番地一七まで、字背戸早焼七六八番地、七六八番地一及び七六九番地並びに字蛇山一二五〇番地一の一部及び一二五〇番地四の一部

2 区域
市場地区 災害 危険区域

八頭郡家町大字市場字堤谷二二四番地一、二二四番地二、二二五番地の一部及び二二五番地一、字荒神谷二二六番地から二二八番地まで、二二九番地一から二二九番地四まで、二二九番地次一、二二九番地次二、二三〇番地一、二三〇番地二の一部、二三〇番地三の一部、二三二番地二及び二三二番地三、字宮ノ谷七〇四番地の一部、七〇五番地、七〇六番地一から七〇六番地三までの一部、七一一番地一の一部、七一一番地二の一部、七一二番地、七一一番地及び七二四番地の一部並びに字下古市場二八〇番地一、二八五番地、二八六番地合併の一部、二九〇番地一、二九〇番地三、二九一番地、二九一番地一、二九一番地二及び二九二番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九1 名称

一ツ屋地区 災害 危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字倉坂字北穴田一一四番地二の一部、一一六番地から一一八番地までの一部、一一九番地、一二〇番地から一二二番地までの一部、一二三番地、一二四番地、一二五番地一及び一二五番地二、字中穴田一二六番地の一部及び一三五番地一の一部並びに字下石臼谷一三二八番地一から一三二八番地三までの一部、一三二八番地四、一三二八番地五、一三三〇番地、一三三一番地の一部、一三三二番地一の一部及び一三三三番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十1 名称

南谷地区 災害 危険区域

2 区域

東伯郡羽合町大字南谷字セジリ三二六番地一の一部、三二六番地二、三二七番地一の一部、三二七番地二、三二七番地三、三二八番地一、三二八番地二、三二八番地三の一部、三二八番地四から三二八番地六まで三二九番地の一部、三三一番地の一部、三四四番地の一部、三四七番地の一部及び三四八番地二の一部並びに字下村ノ内三三九番地の一部、三五〇番地、三五一番地の一部、三五二番地の一部、三五二番地一の一部、三五三番地の一部、三五六番地の一部、三五七番地の一部、三六七番地二の一部及び三六七番地三の一部並びに大字上橋津字前田五六番地一の一部、五六番地二の一部、五七番地一、五七番地二の一部、五七番地三から五七番地五まで、五八番地一の一部、五八番地二及び六九番地二の一部並びにこれらと一体をなす

国有地

十一 名称

生竹地区 災害 危険区域

2 区域

倉吉市鴨河内字上新田二五九四番地の一部、二五九五番地一、二五九五番地二、二六二二番地の一部、二六二三番地一の一部及び二六二三番地二の一部並びに字立道東二七〇九番地の一部、二七一〇番地及び二七一一番地一並びにこれらと一体をなす国有地

十二 名称

穴沢地区 災害 危険区域

2 区域

倉吉市穴沢字馬場二二番地一、二五番地次一の一部、二五番地次二、二六番地、二七番地一、二七番地二の一部、二七番地四、二七番地六から二七番地一〇まで、二八番地、二九番地の一部、五三二番地及び五三二番地次一、字家ノ谷三八番地、三八番地次一、三九番地一の一部、三九番地五、四〇番地一の一部、四〇番地二の一部、四〇番地次一、四〇番地次二の一部、四〇番地次三、四五番地一の一部、四五番地二の一部、四六番地の一部、四六番地次一、四七番地(合併の一部及び四九番地五〇番地合併の一部、字流シ山二五四番地一、二五四番地二の一部、二五五番地の一部及び二五六番地の一部、字佐見五三三番地一の一部及び五三三番地二、字堂ノ上五一番地の一部、五二番地、五二番地次一、五二番地次二、五三番地、五三番地次一、五四番地の一部、五五番地の一部、五五番地二の一

部、五六番地の一部、五六番地一から五六番地三まで、五七番地から五九番地までの一部及び五九番地二の一部並びに字宮ノ谷五三三番地一の一部及び五三三番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十三 名称

野花地区 災害 危険区域

2 区域

東伯郡東郷町大字野花字蓼原五三九番地一の一部、五四〇番地、五四一番地の一部、五五〇番地から五五二番地までの一部、五五二番地一及び五五二番地二、字西ノ上五六七番地の一部、五六八番地一の一部、五六八番地二の一部、五七一番地一の一部、五七一番地四の一部、五七一番地五及び五七一番地六、字北山五七二番地の一部及び五八一番地一の一部並びに字岩根五八二番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四 名称

藤津地区 災害 危険区域

2 区域

東伯郡東郷町大字藤津字山崎三九五番地の一部、字前田五三九番地二の一部、五三九番地三の一部、五四一番地の一部、五四二番地の一部、五五六番地の一部、五五七番地の一部、五五七番地二、五五八番地一の一部、五五八番地二から五五八番地四まで、五五九番地から五六四番地までの一部、五六六番地の一部、五六七番地一の一部、五六七番地二の一部、五六八番地の一部、五六九番地の一部及び五七一番地の一部、字地井藪五八五番地一の一部、五八五番地

二、五八七番地の一部及び五八八番地の一部並びに字龍王前六一五番地の一部、六一六番地、六一七番地、六一八番地の一部及び六二五番地から六二七番地までの一部並びにこれらと一体をなす国有地

十五 1 名称

門田地区 災害 危険区域

2 区域

東伯郡東郷町大字門田字大室五八四番地の一部、五八五番地、五八六番地の一部、五九一番地一の一部、五九一番地四及び五九一番地五

地五

十六 1 名称

泊(丸山)地区 災害 危険区域

2 区域

東伯郡泊村大字泊字丸山一一六六番地一、一一六六番地三、一一六六番地四、一一六七番地の一部、一一六八番地の一の部及び一一六八番地二、字屋敷七五五番地二から七五五番地四まで並びに字清水五二〇番地の一部、五二一番地七の一部、五二一番地八、五二四番地二、五二四番地三、五二五番地及び五二六番地

十七 1 名称

田住地区 災害 危険区域

2 区域

西伯郡会見町田住字塔田四三〇番地の一部、四三一番地一の一部、四三一番地二、四三二番地の一部、四三三番地一から四三三番地三まで、四三四番地の一部、四三四番地二、四三五番地の一部、四三五番地二、四三六番地の一部、四三七番地一から四三七番地三まで

の一部、四四二番地三の一部及び四四二番地四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十八 1 名称

上野地区 災害 危険区域

2 区域

西伯郡会見町朝金字七郎兵衛山九七九番地の一部、九八〇番地一の一部及び九八〇番地二の一部、字出口九九七番地一の一部、九九八番地の一部、一〇〇〇番地の一部、一〇〇一番地の一部、一〇〇一番地一の一部、一〇〇一番地二の一部及び一〇〇二番地、字道ノ本一〇〇三番地、一〇〇四番地の一部、一〇〇五番地の一部、一〇〇七番地一の一部、一〇〇七番地二の一部、一〇〇八番地一の一部、一〇〇八番地二、一〇〇九番地の一部及び一〇一〇番地、字堂ノ向一〇一一番地の一部並びに字家ノ上二〇二八番地の一部、一〇二九番地一、一〇二九番地二の一部、一〇三〇番地の一部及び一〇三四番地三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十九 1 名称

福市地区 災害 危険区域

2 区域

米子市福市字寺屋敷二二七番地八から二二七番地一〇までの一部、一二三〇番地、一二三〇番地二の一部、一二三一番地の一部、一二三一番地二の一部、一二三四番地一の一部、一二三四番地二から一二三四番地一四までの一部、一二三五番地一五の一部、一二三七番地十一の一部、一二三七番地十二、一二三九番地の一部、一二四一番地の一部及び一二四三番地四の一部並びにこれらと一体を

なす国有地

二十一 名称

金持上地区 災害 危険区域

2 区域

日野郡日野町金持字池ノ元一〇八七番地及び一一一九番地一、字草池ノ元屋敷廻り一一一六番地一、一一一七番地、一一一九番地、一一二〇番地、一一二二番地、一一二三番地、一一二四番地一、一一二四番地二及び一一二五番地から一一二九番地まで、字段一二八八番地一の一部及び一二八九番地、字段ノ谷一二九〇番地から一二九二番地まで並びに字渡瀬上り一三六七番地から一三七〇番地まで、一三七一番地一、一三七二番地、一三七四番地一、一三七四番地二、一三七五番地一から一三七五番地三まで及び一三七六番地一から一三七六番地四まで並びにこれらと一体をなす国有地

二十一 名称

別所地区 災害 危険区域

2 区域

日野郡日野町別所字横路上エ前六九八番地二、六九八番地三、六九九番地一の一部、六九九番地二及び七〇〇番地、字寺ノ上へ八六八番地の一部、八六九番地、八七〇番地、八七一番地の一部、八七七番地及び八八九番地並びに字寺ノ下タ八九〇番地から九〇二番地まで、九〇三番地一、九〇四番地一、九〇五番地から九〇七番地まで、九〇八番地一、九〇八番地二、九一〇番地一、九一〇番地二、九一一番地から九一八番地まで、九一九番地一から九一九番地三まで、九二〇番地、九二一番地一及び九二一番地二並

びにこれらと一体をなす国有地

二十二 名称

本郷下地区 災害 危険区域

2 区域

日野郡日野町本郷字荒神ノ上ミ七七二番地、七七七番地の一部、七七八番地から七八一番地まで、七八二番地一、七八三番地二、七八三番地一、七八三番地二及び七八三番地四、字中村七九三番地一、七九三番地二及び七九四番地三から七九四番地五まで、七九五番地一、七九五番地二、七九六番地から八〇九番地まで八一〇番地の一部、八一一番地一、八一三番地の一部及び八一四番地の一部、並びに字代宮屋ノ上エ二〇七四番地一の一部、二〇七四番地二の一部、二〇七五番地、二〇七六番地の一部、二〇七七番地から二〇七九番地まで、二〇八〇番地一の一部及び二〇八〇番地二並びにこれらと一体をなす国有地

二十三 名称

古市地区 災害 危険区域

2 区域

日野郡溝口町古市字下モ西屋敷四五一番地三、四五一番地六、四五二番地の一部、四五三番地一、四五三番地二、四五四番地一の一部、四五五番地一の一部、四五六番地の一部、四五七番地一、四五七番地二、四五八番地一の一部及び四五八番地二、字中西屋敷裏四八一番地二、四八一番地三、四八二番地、四八三番地一、四八三番地二、四八四番地、四八五番地一、四八五番地二、四八六番地一、四八六番地二、四八七番地、四八八番地一、四八八番

地二、四八九番地一の一部及び四八九番地二から四八九番地五まで、字古川床四九〇番地及び四九一番地から四九八番地までの一部並びに字古川辺り五五七番地の一部、五五八番地の一部、五五八番地二及び五五九番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

公 告

昭和60年6月4日に実施した第14回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和60年6月7日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

竹内 哲 正 諸 寄 泰 久 足 立 義 明
 浦 嶋 裕 司 大 森 正 人